

「高校生による県産品魅力向上販売促進業務」企画コンペ仕様書

1 主旨

県内事業者と高校生が協働で商品の磨き上げや大都市圏での販売活動をする機会を提供することで、短期的には県産品の販売促進に貢献し、中長期的には高校と事業者のつながりを継続し、事業者側にも人材確保に繋がる機会を創出することで、高校生の県内事業者への就業促進を図る。

2 具体的な業務内容

【1】県内事業者の既存商品磨き上げ

(1)内容

高校と県内事業者の組み合わせ（2組）に対し、商品のストーリー構築やパッケージデザインの更新等を実施し、既存商品の磨き上げを支援する。

(2)期間

12月まで ※【2】の実施までに完了すること。

(3)委託内容

①高校、事業者との検討会の実施

- ・県が選定を行った高校と事業者に対し、既存商品の磨き上げを行う前に事業者、高校と調整を行い、検討会を実施すること。
- ・高校と事業者が参加しやすい場所・時間で実施すること。

②高校との連絡調整

- ・高校のカリキュラムに影響のない範囲で実施すること。なお、実施授業や対象学年等は、高校、受託者、県の3者で協議し、実施するものとする。
- ・生徒の事業者への移動費用は、受託者が予算内で調達し、高校側へ提供すること。

③事業者との連絡調整

- ・磨き上げを実施する既存商品は、事業者、高校、受託者、県の4者で協議し、選定するものとする。

④既存商品の磨き上げにおけるデザイナー・ライターの活用等

- ・商品のストーリー構築やパッケージデザインの更新を行うためのデザイナー・ライターを確保し、商品磨き上げを実施すること。
- ・デザイナー・ライターによる商品磨き上げに必要な知識や技術の習得のための講義を実施すること。なお、講義対象は1クラス（40名程度）を対象とし、事業者にも参加を促すこと。
- ・高校と事業者がそれぞれ往来し、商品磨き上げを行う。その過程においてデザイナー・ライターによる監修を行いながら実施すること。
- ・磨き上げの過程において、若い目線の意見を参考にするために、全校生徒を対象にモニタリングを行うこと。
- ・12月までに既存商品の磨き上げを行うように、高校、事業者、県と連携を図り、磨き上げの状況確認・調整を行うこと。なお、各費用は受託者が予算内で確保すること。

(4) 留意事項

- ① 県（オールみやざき営業課）で参加する高校、事業者の募集を行い、受託者は選定された高校、事業者に対して実施を行うこと。
- ② 受託者は、県（オールみやざき営業課）、高校、事業者と連携・協力を十分図ること。
- ③ 当該事業者の既存商品のさらなる魅力向上のために、商品のストーリー構築やパッケージデザインの更新等を行うようにデザイナー・ライターに提案し、実施すること。

【2】新宿みやざき館KONNEでの販売活動及び商談会への参加

(1) 内容

磨き上げた商品を、高校生が新宿コンネで販売活動を行うとともに、大都市圏内の商談会参加やバイヤーとの交流を通して、高校生にビジネスの現場を体験させる。

(2) 会場

新宿みやざき物産館KONNE、首都圏の商談会やバイヤー交流が見込める場所

(3) 期間

1月 ※平日も可

(4) 委託内容

① 新宿みやざき館KONNEでの販売活動

- ・ 高校、事業者、県と調整を行い、2校それぞれの販売活動の実施日の調整を行うこと。なお、新宿コンネとの連絡調整は県（オールみやざき営業課）が行う。
- ・ 販売活動で使用する会場装飾は、高校、事業者の要望にあわせ高校に作成させること。なお、会場装飾費を予算内で調達し、高校側に提供すること。
- ・ 販売活動は、高校、事業者と協議し、販売促進につながるように既存商品の魅力を発信する取組を実施すること。

② 首都圏の商談会参加、バイヤーとの交流

- ・ 商談会等、バイヤーとの交流が可能な機会に合わせて、高校が販売活動を行う時期を選定するなど、高校生にビジネスの現場を体験できるような効果的な提案をすること。

(5) 留意事項

- ① 高校、事業者、県と調整を行い、販売活動日を決定するが、高校の授業に影響のない範囲で企画するものとする。
- ② 受託者は、県（オールみやざき営業課）、高校、事業者と連携・協力を十分図ること。
- ③ 生徒、教師の旅費は、受託者が予算内で調達し、高校側に提供すること。
- ④ 販売商品の発送費は事業者負担とする。

3 留意事項

企画全体にあたっては、次のことに留意すること。

- ① 【1】～【2】の各業務が連動性、繋がりを持った形に工夫すること。

②各業務の実施において、費用対効果、法令や環境、安全に配慮した提案に努めるものとする。

4 委託期間

契約締結後から令和3年3月31日までとする。

5 成果物等の提出

委託締結時に、業務委託契約書に定める高校生による県産品魅力向上販売促進業務委託仕様書に基づき、令和3年3月31日までに成果物等の必要書類を提出すること。

6 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

7 その他

①成果物等についての権利は、県に帰属する。

②成果物等についての電子データは、県へ提出する。

③本仕様書に明記のない事項については双方協議の上、決定することとする。